

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

） 殿

総 務 大 臣

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第 5 条関連）の施行について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。以下「第 2 次一括法」という。）が平成 23 年 8 月 30 日に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）の一部を改正する規定が本日施行されました。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めていくため、地方公共団体の国等（国並びに廃止前の健全化法附則第 5 条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等をいう。以下同じ。）への寄附金等の支出について、法律による原則禁止を改め、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとするものです。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めていくため、地方公共団体の国等への寄附金等の支出を原則禁止していた健全化法附則第 5 条の規定を廃止したこと（第 2 次一括法第 16 条）。

なお、本改正の施行後においても、国と地方の財政規律の確保の観点から、国等への寄附金等の支出に当たっては、これまでの健全化法附則第 5 条の規定の運用も踏まえて、適切な財政運営に努められたいこと。

2 閣議決定

本改正の施行後においても、地方公共団体からの国等への寄附金等の取扱いについて、引き続き国と地方の財政規律が確保されるよう、以下の内容の閣議決定（別紙 1）を行ったこと。

- ① 各省庁においては、地方公共団体との関係において、寄附金の募集の禁止等を定めている「官公庁に対する寄附金等の抑制について」（昭和 23 年 1 月 30 日閣議決定）（別紙 2）を引き続き遵守するとともに、地方財政法第 4 条の 5 で禁止されている割当的寄

附金等はもとより、それと誤解を受けるような以下の行為は行わないこと。

- (i) 寄附金等の支出をしない場合における不利益な取扱い及びその示唆
- (ii) 第三者を通じた寄附金等の要求又は勧誘
- (iii) (i)及び(ii)のほか地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為

- ② 各省庁においては、地方公共団体から自発的な寄附金等の支出があった場合には、寄附金等の金額、経緯及び内容の公表に努めること。
- ③ 担当大臣は、廃止前の健全化法附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等に対し①及び②に準ずるよう要請すること。

3 相談窓口等

本改正の施行に合わせ、総務省自治財政局財務調査課に国等への寄附に関する相談窓口を設け、国等からの寄附に関する行為等について地方公共団体の相談を受ける体制を整備したこと。

また、施行後の状況に応じて、国等からの寄附に関する行為等について地方公共団体に調査を行うことも予定していること。

上記を踏まえ、2の閣議決定の趣旨に違背するような行為等がある場合には、必要に応じて各省庁へ申入れを行う等の対応を取る予定であること。

4 その他

- ① 第2次一括法の国会における審議において、衆議院及び参議院で附帯決議がなされたこと（別紙3）。
- ② 本改正に関連する政省令の規定を削除する改正を行ったこと（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）附則第3条及び第4条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）附則第3条及び第4条）。
- ③ 廃止前の健全化法附則第5条に関連する通知は廃止したこと。

総務省自治財政局財務調査課 企画係 桑名 Tel:03-5253-5647 e-mail:s.kuwana@soumu.go.jp

別紙目次

(資料は略)

- 1 「地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて」(平成23年11月29日閣議決定) …… 1
- 2 「官公庁に対する寄附金等の抑制について」(昭和23年1月30日閣議決定) …… 2
- 3 衆議院総務委員会附帯決議(平成23年8月11日)(抄)及び参議院総務委員会附帯決議(平成23年8月26日)(抄) …… 3